

官民の適切な役割分担を通じて 円滑な資金の流れをつくり出すために

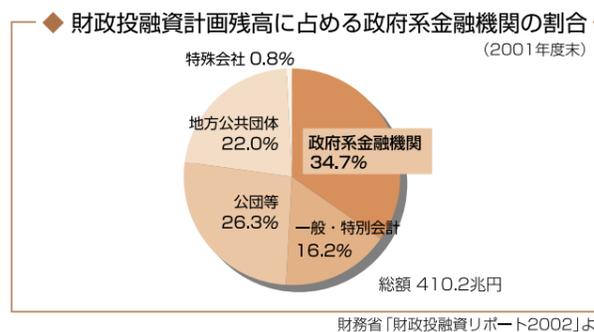
生保労連の公的金融問題(簡保問題)に対する考え方

わが国の肥大化した公的金融は、自由で公正・公平な金融・資本市場の形成に向けた大きな阻害要因となっています。
わたしたちは、「民間にできるものは民間に委ねる」という行財政改革の基本理念にもとづき、郵政三事業改革をはじめとする以下の改革を積極的に進めるべきと考えます。

公的金融・財政投融资制度の現状

肥大化する公的金融

わが国の公的金融は、財政投融资計画残高で見ると、2001年度で約410兆円にまで肥大化しており、そのうち政府系金融機関のシェアが約35%を占めている実態にあります。
こうした市場原理に基づかない巨大な公的金融の存在は、欧米諸国においてもほとんど例がありません。



財政投融资制度の問題点 ~改革が骨抜きにされるおそれ~

2001年4月に財政投融资制度の抜本的改革が行われ、新しい制度がスタートしています。
その主なポイントは右記の通りですが、郵貯・簡保資金等が実質的に財投債等の購入原資として活用されるのであれば、財政投融资制度の根本的問題を解決するものではなく、改革の本来の目的が骨抜きにされるおそれがあります。とくに、当改革では7年間の経過措置が導入されているため、その間は、従前の財政投融资制度が形を変えて存在する可能性もあります。

- 財政投融资制度改革の主なポイント
- ① 郵便貯金・年金積立金の預託義務全廃・全額自主運用
 - ② 資金調達への市場原理の導入(財投機関債・財投債の発行)
 - ③ 市場原理との調和(預託者の事業運営に配慮した金利上乗せの廃止)
 - ④ 政策コスト分析の導入

わたしたちの基本的な考え方

公正・公平な金融・資本市場の形成に向けて

わたしたちは、円滑かつ効率的な資金の流れをつくり出し、経済・金融全体の活性化に資するため、「民間にできるものは民間に委ねる」という行財政改革の基本理念にも

とづき、金融・資本市場における官民の役割分担を一層進めていく必要があると考えます。

「入口」(郵政三事業)・「出口」(政府系金融機関)双方の積極的改革が不可欠

自由で公正・公平な金融市場の形成や健全な国家財政の確立をはかるためには、財政投融资制度の「入口」部分である郵政三事業(郵貯・簡保)の改革を積極的に推進するとともに、「出口」部分についても、デフレの深刻化とい

う異常な状況下における政府系金融機関の時的役割には一定配慮しつつも、改革の手綱を緩めてはならないものと考えます。

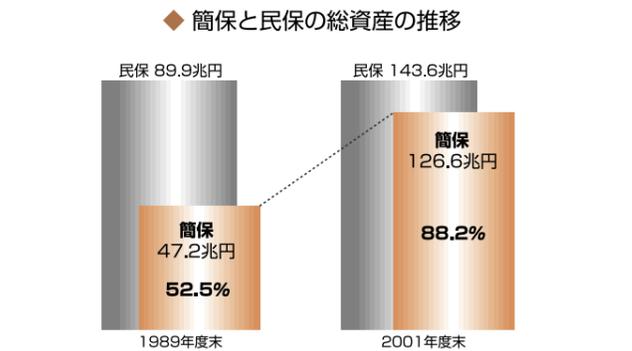
わたしたちの提言

Our Proposal

簡保は「廃止」もしくは「民間生保との競争条件を整備した上での分割・民営化」を生保市場の健全な発展を阻害する簡保

簡保事業は「民業の補完」という創設趣旨を逸脱し、加入限度額の度重なる引き上げや民間生保の商品・サービスへの追従など、民業を圧迫しながら肥大化を続けています。その背景にはさまざまな「官業としての特典」があり、自由で公正・公平な競争による生保市場の健全な発展を阻害しています。

「官業としての特典」としては、「国による支払保証」や「各種税金の免除」などが挙げられます。前者では、保険金等の支払いが困難となった場合、巨額の国民負担が生じるおそれがあることに加え、後者では、法人税や事業税等の各種税金が免除されていること(民間生保は2001年度に全社合計で約4,800億円を納付)等を踏まえれば、多



額の「潜在的な国民負担」が発生していると考えられます。

今日的な役割をなくした簡保

簡保の役割として「山間僻地等の不採算地域へのサービス供給」(ユニバーサル・サービス)を指摘する意見がありますが、実態として都市部(とくに職域)への販売強化をはかっている点や、民間の市町村カバー率は約99%と、サービスを受けられない地域は皆無に等しくなっている点を踏まえれば、簡保に今日的な存在意義・役割を見出すことはできません。

こうしたことから、官業としての役割を終えた簡保は「廃止」、仮に民営化する場合にも「民保との競争条件

- イコールフットィングをはかるために必要な措置
- ◆ 「官業としての特典」の完全廃止
 - 「国の支払保証」の廃止
 - 三事業の分離・独立
 - 民間同様の租税負担
 - 契約者保護機構の負担
 - 民間との監督体制の同一化
 - 「保険業法」「金融商品の販売等に関する法律」の適用
 - ◆ 適正な事業規模への分割

の完全なる同一化」をはかるべきと考えます。

郵政公社は最大限「民間との競争条件の同一化」を

郵政公社は簡保の構造的な問題を増幅するおそれ

郵政公社は2003年4月に、官業としての特典を維持しながら、一方で、経営の自由度が大幅に認められるという矛盾に満ちた経営形態で設立されました。このため、商品・サービス・加入限度額等が現行以上に拡大されれば、より一層「民業圧迫」が強まることに加え、潜在的な国民負担のさらなる増大を招くなど、簡保事業の抱える構造的

問題をさらに増幅・拡大させるおそれがあります。それだけに、抜本改革に向けた取組みを加速化させることが不可欠ですが、公社設立時における問題軽減のための措置が不十分である点を踏まえ、公社段階においても、イコールフットィングをはかるべく可能な限りの見直しが必要と考えます。

郵政公社は国民監視の下で透明な事業運営を

郵政公社は国民に密接に関連する事業であるにもかかわらず、幅広く国民の意見を反映した事業運営や、透明なチェック体制が整っていないことから、国民監視の下での透明な事業運営を求めていく必要があると考えます。

- 郵政公社の事業計画の立案・監督体制
- 「年度経営計画」は総務大臣への届け出のみで策定される
 - 引き続き総務省が監督
 - 金融庁検査はリスク資産領域のみで、その他の保険募集管理領域等については引き続き総務省が検査